

令和元年度第 16 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和元年 11 月 26 日
 担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2332〕
 健康部介護保険課〔内線 2443〕

① 件名	令和元年台風第 19 号に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免について								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 令和元年台風第 19 号による災害については、同年 10 月 12 日に災害救助法が適用され、国民健康保険税及び介護保険料の減免については、国の特別調整交付金により全額財政支援される見込みとなっている。</p> <p>【目的】 国民健康保険税及び介護保険料を減免することにより、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。</p>								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 石巻市国民健康保険税条例 石巻市介護保険条例 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 35 年厚生省令第 10 号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和元年 10 月 12 日 令和元年台風第 19 号について災害救助法適用</p> <p>25 日 令和元年台風第 19 号により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準等について（厚生労働省保険局、総務省自治税務局事務連絡）</p> <p>令和元年台風第 19 号で被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について（厚生労働省老健局事務連絡）</p>								
⑤ 主な内容	<p>1 国民健康保険税及び介護保険料の減免の範囲及び割合 令和元年台風第 19 号による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当した世帯等（複数の基準に該当する場合は、減免割合の大きいものを適用する。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減免範囲</th> <th style="text-align: center;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 (1) 全壊 (2) 大規模半壊、半壊又は床上浸水</td> <td style="text-align: center;">全部 2分の1</td> </tr> <tr> <td>主たる生計維持者が死亡し、障害者となり又は重篤な傷病を負った世帯</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> <tr> <td>主たる生計維持者の行方が不明となった世帯</td> <td style="text-align: center;">全部</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被災者生活再建支援法で規定する長期避難世帯については、その居住する住宅の損害割合を全壊とみなす。 ※その他、事業収入の減少や国保被保険者の行方不明等の減免の範囲及び割合については、別紙のとおり。</p> <p>2 減免の適用期間 令和元年度分のうち、令和元年 10 月 12 日以降に納期限が設定されているもの。</p>	減免範囲	減免割合	主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 (1) 全壊 (2) 大規模半壊、半壊又は床上浸水	全部 2分の1	主たる生計維持者が死亡し、障害者となり又は重篤な傷病を負った世帯	全部	主たる生計維持者の行方が不明となった世帯	全部
減免範囲	減免割合								
主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 (1) 全壊 (2) 大規模半壊、半壊又は床上浸水	全部 2分の1								
主たる生計維持者が死亡し、障害者となり又は重篤な傷病を負った世帯	全部								
主たる生計維持者の行方が不明となった世帯	全部								

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
<p>【影響・効果】 被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。</p> <p>【市財政への負担】 国民健康保険税減免見込額：190世帯、540万円 介護保険料減免見込額：370人、650万円 ※ 国民健康保険税及び介護保険料の減免に係る財政支援：特別調整交付金10/10（予定）</p>	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
県内各自治体及び宮城県後期高齢者医療広域連合においても減免措置を実施予定	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和元年 11月	令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を専決処分により制定（公布の日から施行）
12月	令和元年第4回定例会で市議会に報告し、承認を求める。
⑨ その他	